

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7521)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	消費者訴訟費用の返還免除
概要	貸付を行った消費者訴訟費用については、消費者訴訟が敗訴に終わったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは貸付金の全部又は一部の返還を免除することができると規定しています。
根拠法令等 及び条項	大阪市消費者保護条例施行規則第13条（昭和52年2月1日規則第4号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jyourei.kisoku.pdf) 消費者訴訟費用の貸付に関する実施要領 (https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000425182.html)
審査基準	貸付を行った消費者訴訟費用については、消費者保護条例第31条第1項の規定により「当該消費者訴訟が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない」としているが、同条第2項及び施行規則第13条第1項において、消費者訴訟が敗訴に終わったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは貸付金の全部又は一部の返還を免除することができると規定している。 返還免除の承認（不承認）については、貸付を行った消費者からの返還免除申請に対し行うが、書類審査のほか、当該訴訟の結果や経過、免除申請理由について調査等を行い是非について判断し、承認又は不承認の通知をする必要があることから、30日程度の処理期間が必要である。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消費者センター
提出時期	随時
提出方法	消費者訴訟費用貸付金返還免除申請書（第5号様式）に理由を証する書類を添付して消費者センターに提出してください。
手数料	一
相談窓口	消費者センター
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf
備考	